

令和8年度奨学のための給付金（通常申請）について

（和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項）

制度の概要

和歌山県文化学術課では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当する世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

この給付金を受け取るには、基準日（令和8年7月1日）現在の世帯の状況に基づいた申請の手続きが必要になります。

令和8年度に高等学校等に入学し、早期給付の申請（4～6月分）をされた方で、7月分以降の支給を希望される場合も、改めて通常申請（7～3月分）が必要です。

対象となる世帯

●令和8年7月1日現在、次の（A）～（C）すべてに該当している世帯

（A）保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。

（B）保護者等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯（以下、「生活保護受給世帯」という。）、住民税所得割が非課税の世帯（以下、「非課税世帯」という。）、住民税所得割が100円以上105,500円未満の世帯（以下、「低所得世帯」という。）、住民税所得割が105,500円以上182,500円未満の世帯（以下、「中所得世帯」という。）

（C）生徒本人が①～⑦のいずれかである。

- ①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等
⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者 ⑦家族滞在

※⑥⑦については条件付きとなります。詳細はHPでご確認ください。

注意：（C）①～⑦のいずれにも該当しない世帯の場合、生活保護受給世帯または非課税世帯に限り支給対象となります。（新入生で在留資格が留学である者を除く。）

●生徒及び保護者等が以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育を委託されており、見学旅行費または特別育成費の対象となっている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ・保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合

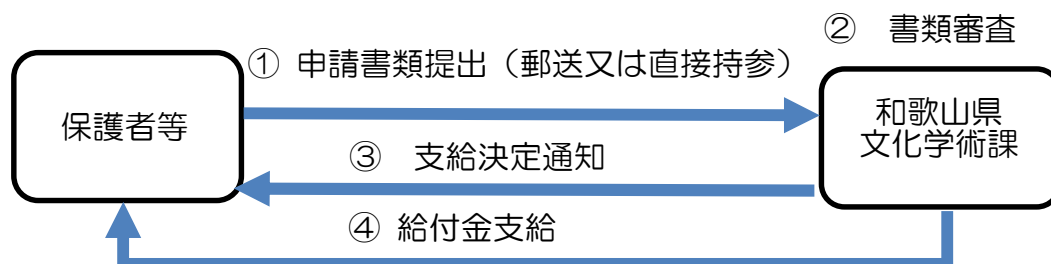
支給される金額

世帯状況	通常申請のみの場合 (年額)		早期申請併用の場合 (7～3月分)		着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である場合（当該災害等につき1回に限る） ※「制服の再購入に係る誓約書」と「罹災証明書等」の提出が必要です。
	全日制・定時制	通信制	全日制・定時制	通信制	
生活保護受給世帯	52,600円	52,600円	39,450円	39,450円	
非課税世帯	152,000円	52,100円	114,000円	39,075円	81,000円
低所得世帯	50,670円	17,370円	38,003円	13,028円	27,000円
中所得世帯	38,000円	13,030円	28,500円	9,773円	20,250円

○世帯区分については、令和8年7月1日現在の状況で判断します。

申請から給付金の受取りまでの流れ

- ① 保護者等は郵送又は直接持参により、県へ申請書類を提出
- ② 県にて書類審査後、③認定結果について県から保護者等へ通知文書を送付
- ④ 県から支給決定を受けた保護者等の口座へ給付金を支給



●支給時期

通常給付分の支給時期は、令和9年1月末頃を予定しています。

（お願い）

振込日に関するお問い合わせをいただくことがありますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別の学校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

申請に必要な書類

●提出書類

該当世帯の○がついた書類が必要となります。

申請世帯 添付書類	令和8年7月1日時点で生活保護を受給している世帯の場合	生活保護を受給しておらず、以前にマイナンバーを提出している場合 ※提出したかどうか不明な方はお手数ですが再度提出をお願いします。	生活保護を受給しておらず、以前にマイナンバーを提出していない場合
①受給申請書【別記第1号様式】	○	○	○
②在学証明書【別記第2号様式】	○	○	○
③振込先の通帳のコピー等 ・金融機関名、支店名、口座番号、預金種別、口座名義人（カナ）がわかる通帳またはキャッシュカードのコピー ※ネット銀行等の場合、口座情報画面等でも可	○ (※)	○ (※)	○ (※)
④生活保護受給証明書（原本） ・発行日が令和8年7月1日以降のもので <u>受給している扶助の種類がすべて記載されているもの</u> ・申請者及び生徒が記載されているもの	○		
⑤保護者等全員のマイナンバー関係書類または課税証明書 ・課税証明書を提出する場合は、 令和8年度（令和7年分）のもの を提出してください。 ・マイナンバー関係書類を提出する場合は、貼付等台紙（別記第4号様式）に貼付けて提出してください。			○
⑥生徒の住民票の写し（原本） ※国籍が「日本」以外の生徒の場合：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの ※状況により追加で書類をお願いすることがあります。	○	○	○
※以下は、国籍が「日本」以外で、在留資格が「定住者」または「家族滞在」の生徒について、提出が必要な書類となります。			
⑦（別紙）在留資格が「定住者」または「家族滞在」の場合の確認書		○	○
⑧日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書		○	○

（※）申請書表面の「以前の奨学給付金申請で記載した口座から変更しません。同じ口座への振り込みを希望します。」にチェックした場合は通帳の写しは添付不要となります。

○添付書類について、「⑤の課税証明書」の代わりに使用できる書類は、以下のとおりです。

- ・保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー可）
- ・自営業などの場合は、毎年6月に発行される納税通知書（コピー可）

*日本国籍以外の場合「生徒本人の住民票」の代わりに使用できる書類は、以下のとおりです。

- ・特別永住者証明書の写し
- ・在留カードの写し

※世帯状況によっては、上記の他に追加で書類を求めることがあります。

○過去にDV・虐待等の被害を受けた方またはDV・虐待等の被害を受けるおそれのある方は、不開示申出書も併せて提出してください。（マイナンバー関係書類を提出する場合のみ）

申請期限

●令和8年9月18日（金）まで（当日消印有効）

●提出先

郵送又は直接持参により、下記までご提出ください。

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 奨学給付金担当あて

※ 対象となる世帯に生徒が2人以上いる場合は、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

留意事項

●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いいたします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者の方から申請口座に関するお問い合わせをいただくことがありますが、個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和8年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

偽りその他不正の手段により給付金を受給したときまたは明らかに給付金を教育費以外の目的に使用したと認められるときは、受給した給付金を直ちに返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班

電話番号 073-441-2098